

## 働く人のための労働法（12） 育児休業について理解しましょう

今回は、育児休業について、わかりやすく説明していきます。

**Q 1** 育児休業はどの法律に記載されていますか？

**A** 「育児・介護休業法」に記載されていて、子の養育、又は家族の介護を行う労働者（皆さん）に対する支援措置を講ずることにより、労働者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを目的に制定された法律です。

**Q 2** 育児休業の対象となる方は？

**A** 1歳未満の子を養育する労働者で男女を問いません。日々雇用される方は除かれますが、一定範囲の期間雇用者についても育児休業の対象となります。

※一定範囲の期間雇用者とは、次のいずれにも該当する方です。

- |  |
|--|
| <b>①</b> 同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること。   |
| <b>②</b> 子が1歳に達する日を超えて雇用が継続することが見込まれること。（ただし、子が1歳に達する日から1年を経過する日までに雇用関係が終了することが育児休業の申し出時点において明らかの方は除かれます。） |



**Q 3** 育児休業ができる期間は？

**A** 原則として1人の子につき、出生した日から1歳に達する日（誕生日の前日）まで（両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間に1年間）の間で労働者が申し出た期間です。ただし、子が1歳を超えても育児休業が必要と認められ

る一定の場合には、1歳6か月に達するまでの間、育児休業が可能です。

※子が1歳を超えても育児休業が必要と認められる一定の場合とは、次のいずれかに該当する場合です。

① 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合。

② 子の養育を行っている配偶者で1歳以降も子を養育する予定であった方が死亡、負傷、疾病等により子を養育することが困難となった場合。

なお、育児休業期間について、休業間、無給とすることは問題ありません。

Q 4 健康保険・厚生年金保険の保険料免除については？

A 育児休業開始日の属する月から育児休業終了日（最長は3歳に達する日）の翌日の属する月の前月までの保険料が個人負担分、事業主（使用者）負担分ともに届出により免除されます。なお、保険料の免除期間は、保険給付の面では保険料を支払った期間と同様に扱われます。

また、産前産後休業が終了となる方を対象として産前産後休業期間中（産前42日（多胎妊娠の場合は98日）、産後56日のうち、妊娠又は出産を理由として仕事に従事しなかった期間）の保険料についても、届出により免除が行なわれます。

Q 5 育児休業間の雇用保険からの給付金支給とは？

A 雇用保険被保険者には、育児休業期間中の賃金が休業開始時の賃金と比べて80%未満に低下した等、一定の要件を満たした場合に、申請により「育児休業給付金」が支給されます。

次回は、高年齢者の雇用について取り上げます。



（東京都 世田谷会員）